

■災害特例措置の実施内容

東日本大震災などにより被害を受けたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。

(平成30年4月2日現在)

災害名	実施内容	取扱期間	備考
東日本大震災	①年収(所得)制限の一部緩和: 子供2人以下世帯の年収(所得)上限額を990(770)万円以内に引き上げ	平成31年3月31日まで (ご融資実行分)	岩手県、宮城県または福島県に居住されている方 又は被災時に居住されていた方がご利用いただけます。
	②返済期間の延長: 15年以内⇒18年以内		
	③貸付利率の引き下げ: 通常の利率より0.4%引き下げ (母子家庭、父子家庭、世帯年収(所得)200万円(122万円)以内の方 または子ども3人以上の世帯かつ世帯年収(所得)500万円(346万円) 以内の方は、通常の利率より0.8%引き下げ)		
平成28年熊本地震による災害	①年収(所得)制限の一部緩和: 子供2人以下世帯の年収(所得)上限額を990(770)万円以内に引き上げ	平成31年3月31日まで (ご融資実行分)	当災害は、熊本県で災害救助法が適用された災害を指します。 熊本県に居住している方又は被災時に居住していた方がご利用いただけます。
	②返済期間の延長: 15年以内⇒18年以内		
	③貸付利率の引き下げ: 通常の利率より0.4%引き下げ (母子家庭、父子家庭、世帯年収(所得)200万円(122万円)以内の方 または子ども3人以上の世帯かつ世帯年収(所得)500万円(346万円) 以内の方は、通常の利率より0.8%引き下げ)		
平成29年度豪雪	①年収(所得)制限の一部緩和: 子供2人以下世帯の年収(所得)上限額を990(770)万円以内に引き上げ	平成31年2月14日まで (ご融資実行分)	当災害は、新潟県で災害救助法が適用された災害を指します。
	②返済期間の延長: 15年以内⇒18年以内		
平成30年2月4日からの大雪による災害	①年収(所得)制限の一部緩和: 子供2人以下世帯の年収(所得)上限額を990(770)万円以内に引き上げ	平成31年2月6日まで (ご融資実行分)	当災害は、福井県で災害救助法が適用された災害を指します。
	②返済期間の延長: 15年以内⇒18年以内		
平成29年6月7日から7月27日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	①年収(所得)制限の一部緩和: 子供2人以下世帯の年収(所得)上限額を990(770)万円以内に引き上げ	平成30年9月30日まで (ご融資実行分)	当災害は、秋田県、福岡県及び大分県で災害救助法が適用された災害を含みます。 貸付利率の引き下げは、福岡県朝倉市及び朝倉郡東峰村の区域内に居住している方 又は被災時に居住されていた方がご利用いただけます。
	②返済期間の延長: 15年以内⇒18年以内	平成31年2月9日まで (ご融資実行分)	
	③貸付利率の引き下げ: 通常の利率より0.4%引き下げ (母子家庭、父子家庭、世帯年収(所得)200万円(122万円)以内の方 または子ども3人以上の世帯かつ世帯年収(所得)500万円(346万円) 以内の方は、通常の利率より0.8%引き下げ)		
平成29年台風第21号に係る災害	①年収(所得)制限の一部緩和: 子供2人以下世帯の年収(所得)上限額を990(770)万円以内に引き上げ	平成30年10月22日まで (ご融資実行分)	当災害は、三重県、京都府及び和歌山県で災害救助法が適用された災害を指します。
	②返済期間の延長: 15年以内⇒18年以内		

(注) り災証明書等により住居被害の状況又は避難等の指示対象地域の確認をさせていただきます。

災害名	実施内容	取扱期間	備考
平成29年台風第18号に係る災害	①年収（所得）制限の一部緩和：子供2人以下世帯の年収（所得）上限額を990（770）万円以内に引き上げ	平成30年9月30日まで （ご融資実行分）	当災害は、大分県で災害救助法が適用された災害を指します。
	②返済期間の延長：15年以内⇒18年以内		
平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災	①年収（所得）制限の一部緩和：子供2人以下世帯の年収（所得）上限額を990（770）万円以内に引き上げ	平成30年9月30日まで （ご融資実行分）	当災害は、新潟県で災害救助法が適用された災害を指します。
	②返済期間の延長：15年以内⇒18年以内		

（注）り災証明書等により住居被害の状況又は避難等の指示対象地域の確認をさせていただきます。